

馬場目川漁業協同組合
内共第25号第五種共同漁業権
遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、馬場目川漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共第25号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな、やまめ及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊具の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、漁協に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。

3 漁協は、第一項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により漁協に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模・条件の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模・条件
手釣・竿釣	がらがけ・ひっかけを除く

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から10月31日まで
いわな・やまめ	4月1日から9月20日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
馬場目川川台堰堤上流端より 上下流100メートルの区域	1月1日から12月31日まで
馬場目川戸村頭首工の 上下流50mの区域	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな	15cm
やまめ	
うぐい	

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の場合は無料、小中学生及び肢体不自由者（身体障害者手帳3級以上）のときは2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣・竿釣	日券1,000円 年券4,000円
いわな	手釣・竿釣	日券1,000円 年券5,000円
やまめ	手釣・竿釣	日券1,000円 年券5,000円
うぐい	手釣・竿釣	日券500円 年券3,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 馬場目川漁協事務局 五城目町小池字岡本下台55-16 有限会社今村建設内
- (2) 赤倉山荘 五城目町富津内中津又字滑多羅3-7
- (3) ファミリーマート秋田五城目店 五城目町字七倉156-1
- (4) 道の駅五城目 五城目町富津内下山内字上広ヶ野76-1
- (5) 農家レストラン清流の森 五城目町馬場目字蛇喰27

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第9条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第7条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
内共第1号から内共第25号まで （ただし、内共第13号、内共第22号を除く）

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料（1年）
いわな・やまめ	手釣り・竿釣り	15,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

（1）秋田県内水面漁業協同組合連合会及び同会の指定する販売所

3 前項の遊漁承認証に記載する事項は前条第1項に準ずるものとする。

（遊漁に際して守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、漁協が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携行し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第12条 漁協は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

（外来魚の再放流の禁止）

第13条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等）は、再放流（リリース）してはならない。

（付則） この規則は、令和6年1月1日から施行する。